

第 3 期新しいばらき障害者プランの成果目標について

<成果目標>

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

○目標の考え方

- ・令和 4 年度末時点の施設入所者数を、令和 8 年度末までに 6% (230 人) を地域生活へ移行する。

項 目	R6	R7	R8
福祉施設入所者の地域生活への移行 (令和 4 年度末現在入所者数 : 3,819 人)	1,411 人	1,468 人	1,526 人

(令和 4 年度末の累計移行者数 : 1,296 人)

○設定根拠

	R2	R3	R4	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
目 標	1,457 人	1,313 人	1,371 人	1,429 人	1,411 人	1,468 人	1,526 人
移行実績 (見込)	1,223 人	1,259 人	1,296 人	1,353 人	—	—	—
前年との差	26 人	36 人	37 人	57 人	58 人	57 人	58 人

- ・令和 4 年度末の入所者の 6%は、 $3,819 \times 0.06 \approx 230$ 人
- ・令和 4 年度→8 年度における移行者数を 230 人とすると、年平均 57~58 人の移行が必要。

○国の基本指針

- ・令和 4 年度末時点における施設入所者数の 6%以上が令和 8 年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。

(2) 福祉施設入所者 (定員) の削減

○目標の考え方

- ・施設入所者数及び入所定員については、国が削減の方針を示していることから、令和 8 年度末における目標値は、令和 4 年度末の定員総数 4,136 人から 5.0%削減した 3,927 人とする。
- ・なお、必要量が満たされていない障害福祉圏域については、市町村からの要望を受け新規指定をしたため、令和 5 年度末までの数値目標は達成されていない。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末時点の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

○目標の考え方

- ・本県では、保健所圏域（9 圏域）ごとに、地域移行支援連絡協議会を設置しているほか、30 市町村が協議の場を設置している。引き続き、設置に向けた取り組みを推進する。

(2) 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

○目標の考え方

- ・令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数

項 目		R6	R7	R8
1 年以上長期入院患者数（65 歳以上）	目標	1,943 人	1,818 人	1,694 人
1 年以上長期入院患者数（65 歳未満）		1,437 人	1,355 人	1,273 人

○設定根拠

- ・国の基本指針によると、令和 8 年度までに、65 歳以上の 1 年以上長期入院者数は 1,694 人、65 歳未満の 1 年以上長期入院者数は 1,273 人と算定される。
- ・本県の令和 4 年度の 65 歳以上の 1 年以上長期入院者数は 2,193 人、65 歳未満の 1 年以上長期入院者数は 1,603 人であるため、令和 8 年度までに段階的に、65 歳以上については 124～125 人ずつ、65 歳未満については 82～83 人ずつ減少させることが必要になる。

○国の基本指針

- ・基本指針別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和 8 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院者数及び別表第四の二項に掲げる式により算定した令和 8 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院者数を目標値として設定する。

(3) 退院可能な精神障害者の退院率の向上

○目標の考え方

- ・入院後 3 か月時点の退院率を令和 8 年度までに 68.9%まで向上させる。
- ・入院後 6 か月時点の退院率を令和 8 年度までに 84.5%まで向上させる。
- ・入院後 1 年時点の退院率を令和 8 年度までに 91.0%まで向上させる。

項 目		R6	R7	R8
入院後 3 か月時点の退院率 (令和 2 年度 62.6%)	目標	64.7%	66.8%	68.9%
入院後 6 か月時点の退院率 (令和 2 年度 78.0%)	目標	80.1%	82.3%	84.5%
入院後 1 年時点の退院率 (令和 2 年度 86.3%)	目標	87.8%	89.4%	91.0%

○設定根拠

- ・本県の令和 2 年度時点の退院率はそれぞれ 62.6%、78.0%、86.3%。
令和 5 年度の退院率を令和 2 年度の退院率と同一と仮定し、
{(R8 目標) - (R2 実績)} ÷ 3 年で計算すると、段階的に 1 年あたり 2.1%、2.2%、1.6% ずつ増加させることが必要になる。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度の退院率について、3 ヶ月時点 68.9%以上、6 ヶ月時点 84.5%以上、1 年時点 91.0%以上とすることを基本とする。

(4) 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域平均生活日数

○目標の考え方

- ・令和 8 年度末までに精神病床から退院後の 1 年以内の地域における平均生活日数を 330.2 日とする。

項 目		R6	R7	R8
退院後 1 年以内の地域平均生活日数 (令和 2 年度 327.1 日)	目標	328.1 日	329.1 日	330.2 日

○設定根拠

- ・既に国の基本指針に示す目標日数を超えていることから、近年のうち 3 年間の伸びが最長であった 3.1 日増加を目標とした。

○国の基本指針

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数については、325.3 日以上とすることを基本とする。

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

○目標の考え方

- ・各市町村への地域生活支援拠点の整備を促進するとともに、機能の充実に向け年 1 回以上検証及び検討を実施する。

○設定根拠

- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族が、安心して生活するための体制を、国の基本指針に基づき整備する。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(2) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実【新規】

○目標の考え方

- ・各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズの把握し、支援体制の整備を進める。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

○目標の考え方

- ・令和3年度実績の一般就労者数349人を、令和8年度末までに1.28倍の年間447人とする。

項 目		R6	R7	R8
福祉施設から一般就労への移行者数 (令和3年度実績349人)	目標	397人	422人	447人

○設定根拠

- ・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A型・B型）による令和3年度の実績は、349人。
- ・令和3年度実績の1.28倍は、 $349 \times 1.28 \div 4 \approx 447$ 人（令和8年度末の目標）
- ・ $447(R8 \text{ 目標}) - 349(R3 \text{ 実績}) = 98$
- ・ $98 \div 4 \approx 25 \rightarrow R5$ から段階的に25人ずつ増加させていく。

○国の基本指針

- ・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

(2) 就労継続支援事業及び就労移行支援事業利用者の一般就労への移行

○目標の考え方

- ・令和3年度実績の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数97人を、令和8年度までに概ね1.29倍の126人とする。
- ・令和3年度実績の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数56人を、令和8年度までに概ね1.28倍の72人とする。
- ・令和3年度実績の就労移行支援事業から一般就労への移行者数151人を、令和8年度までに概ね1.31倍の198人とする。

項 目		R6	R7	R8
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数（令和3年度実績：97人）	目標	112人	119人	126人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数（令和3年度実績：56人）	目標	64人	68人	72人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数（令和3年度実績：151人）	目標	174人	186人	198人

○設定根拠

《就労継続支援A型事業》

- ・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A型・B型）による令和3年度の実績は、97人。
- ・令和3年度実績の1.29倍は、 $97 \times 1.29 \div 4 \approx 126$ 人（令和8年度末の目標）
- ・ $126(R8 \text{ 目標}) - 97(R3 \text{ 実績}) = 29$
- ・ $29 \div 4 \approx 7 \rightarrow R5$ から段階的に7人ずつ増加させていく。

《就労継続支援B型事業》

- ・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A型・B型）による令和3年度の実績は、56人。

- ・令和3年度実績の1.28倍は、 $56 \times 1.28 \div 72$ 人（令和8年度末の目標）
- ・ 72 (R8目標) - 56 (R3実績) = 16
- ・ $16 \div 4 = 4$ → R5から段階的に4人ずつ増加させていく。

《就労移行支援事業》

- ・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続A型・B型）による令和3年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数実績は、151人。
- ・令和3年度実績の1.31倍は、 $151 \times 1.31 \div 198$ 人（令和8年度末の目標）
- ・ 198 (R8目標) - 151 (R3実績) = 47
- ・ $47 \div 4 \div 12$ → R5から段階的に12人ずつ増加させていく。

○国の基本指針

- ・就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業及び就労移行支援事業のそれぞれの利用を経て一般就労に移行する者の数について、
 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

(3) 就労移行支援事業における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合【新規】

○目標の考え方

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

項 目	R6	R7	R8
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	5割	5割	5割

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

(4) 就労定着支援事業の利用者数【新規】

○目標の考え方

- ・令和3年度実績の就労定着支援事業の利用者数2,281人を、令和8年度までに1.41倍以上の3,217人とする。

項 目	R6	R7	R8
就労定着支援事業の利用者数 (令和3年度実績：2,281人)	2,749	2,983	3,217

○設定根拠

- ・令和3年度の就労定着支援事業の利用者数は、2,281人。

- ・令和3年度実績の1.41倍は、 $2,281 \times 1.41 \div 3,217$ 人（令和8年度末の目標）
- ・ $3,217$ (R8目標) - $2,281$ (R3実績) = 936
- ・ $936 \div 4 = 234$ → R5から段階的に234人ずつ増加させていく。

(5) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

○目標の考え方

- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の5割以上とする

項 目	R6	R7	R8
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合 (令和3年度就労定着率7割以上の事業所の割合：42.9%)	5割	5割	5割

○設定根拠

- ・就労定着支援事業所の総数は、28か所
- ・そのうち就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所は、12か所
- ・ $12 \div 28 \div 42.9$ → 国の基本指針で定める2割5分以上を達成しているため、R5以降は5割以上を目標とする。

○国の基本指針

- ・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

(6) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築の推進【新規】

○目標の考え方

- ・地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、年1回以上の協議、検討及び情報共有等の場を設ける。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

○目標の考え方

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

○目標の考え方

- ・令和 8 年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき、まずは全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。

○国の基本指針

- ・保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進する体制を構築する。

(3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

○目標の考え方

- ・関係機関が連携し、充実した支援体制を整備していく。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに各都道府県において難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、難聴児支援の中核機能を有する体制を構築する。

(4) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

○目標の考え方

- ・令和 8 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は障害福祉圏域に 1 か所以上設置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に 1 か所以上設置する。

(5) 医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児支援センターへのコーディネーターの配置【新規】

○目標の考え方

- ・令和 8 年度末までに県において医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに県において医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

(6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○目標の考え方

- ・令和 8 年度末までに県、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

○設定根拠

- ・国の基本指針に基づき設定する。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(7) 障害児入所施設からの円滑な移行調整【新規】

○目標の考え方

- ・関係機関が連携し、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を整備する。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに県において障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの設置及び支援体制の充実

○目標の考え方

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所の基幹相談支援センター*の設置を促し、総合的・専門的な相談支援の体制を確保するとともに、県においても、地域自立支援協議会*連絡会において市町村自立支援協議会*と連携の強化を図り、地域の相談支援体制の充実を図る。

○設定根拠

- ・国の基本指針のとおり。

○国の基本指針

- ・令和 8 年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。